

広島県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、三次市選挙管理委員会から報告があった。

令和四年五月九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
三次市敷地寿会館	三次市吉舎町敷地 1801 番地 1	令和 4 年 3 月 1 日
甲奴共同福祉施設	三次市甲奴町本郷 2105 番地 1	令和 4 年 3 月 1 日